

第四次男女平等推進計画推進状況評価（令和4年度実績分）

第6回 資料4
令和5年10月30日
男女平等推進審議会

凡例

【武藏野市男女平等推進議会による評価】

◎…順調である	効果的な取組みができている場合
○…概ね順調である	全体的に推進が図られている場合
△…課題がある	ある程度の成果は認められるが一部課題がある場合
×…不十分である	事業に取り組めていない、成果がない場合

※施策のうち、(★)は重点施策

第四次男女平等推進計画の推進状況について（総評）

- ・市ではこれまで、「武藏野市男女平等推進に関する条例」に基づき設置された男女平等推進審議会が男女平等施策の推進状況評価を行うことにより、課題を明らかにしながら事業を推進してきた。
- ・今回、第四次男女平等推進計画に関して各課より提出された令和4年度事業推進状況報告書に加え、所管課長へのヒアリングに基づいて、審議会としての評価を行った。
- ・全般的に施策の推進状況は順調、または概ね順調である。男女平等の推進に関する条例を改正して、パートナーシップ制度を開始したことは評価できる。

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1	男女平等の意識づくり	○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

男女平等推進審議会の講評	
<ul style="list-style-type: none"> ・武藏野地域自由大学正規科目でジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センター企画運営委員会との協働で講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。 ・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会との協働により、講演会や講座、団体公募企画、パネル展等を男女共同参画フォーラムとして実施した。 ・国際的理義を深める取組として、フォーラムのパネル展示で意識啓発を行った。 ・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。 <p>・「まなこ」の内容は評価できる。より広く読まれるように、オンラインで読む形式にすることも一つの方法であるが、紙媒体の良さもある。男女平等推進情報誌として効果的なあり方を検討されたい。</p>	

基本施策2 男女平等教育の推進		評価
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○
男女平等推進審議会の講評		
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の推進については、教員向けの研修資料を配布した。特別の教科道徳の時間を使い、小学校高学年で、互いに信頼し学び合い友情を深め、よりよい人間関係を築いていこうとする態度を育む授業を行った。中学校第1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築していこうとする態度を育む授業を行った。 ・人権教育の充実を図る研修の実施については、市人権教育推進委員会で人権課題に関する実践課題を共有した。人権教育プログラムを活用して校内研修を全校で実施した。 ・自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え方行動しようとする力を育てた。小学校高学年の総合的な学習の時間に様々な分野で活躍する職業人を男女問わず招聘して体験談等を聞いた。中学校2年で行う職業体験学習で女性が活躍する職場を訪問した。 ・小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることの大切さに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。発達の段階や子どもたちの実態に応じた性に関する指導を充実するよう取り組まれたい。 		

		評価
基本施策3	性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)	○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	◎
男女平等推進審議会の講評		
施策（1）性の多様性に関する理解の促進		
<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画フォーラムにおいて講演「ちいさき声を活かせる街へ」を実施し理解促進を図った。 人権週間に、多様な性に関する図書展示を市内3図書館で行い、意識啓発を図った。 性の多様性理解のための職員研修を行なった。「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を作成し府内に周知した。 		
施策（2）性的マイノリティ等への支援		
<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し性的マイノリティを含め広く個別的支援を行った。今後、学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた取組みを検討をされたい。 性的指向・性自認に関する「むさしのにじいろ相談」を実施し、電話や面談で相談を受け付けた。 パートナーシップ制度を開始し、東京都とも連携協定を締結した。 		

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策1	生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
施策（1）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども政策課や男女平等推進センター、産業振興課はワーク・ライフ・バランスに関する講演会や、情報誌への情報掲載等を行った。人事課はワークライフマネジメント講演会を開催した。 男女平等推進センターでは「まなこ」115号で育休を取得した男性を取材した記事を掲載し意識啓発を図った。 	
施策（2）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て支援課では子育てひろばで父親が参加しやすいプログラムを設けた。児童青少年課では中高生リーダー養成講座において、子どもとの接し方の講座をコロナ禍に配慮してビデオ講義で実施した。健康課では初妊婦とパートナーが参加するこうのとり学級を実施した。 高齢者支援課では家族介護支援事業として講座を実施した。 男女平等推進センターでは「まなこ」115号で育休を取得した男性の記事を取りました。 	

・地域支援課はお父さんお帰りなさいパーティー、お父さんお帰りなさいサロンを実施した。高齢者支援課ではコロナ禍のため男性向け料理教室の対面実施を中止し、レシピ動画をホームページに掲載した。児童青少年課でコロナ禍で中止していたジャンボリーの再開準備事業を行った。生涯学習スポーツ課では大人のための生涯学習ガイドにより情報提供を行った。

		評価
基本施策2	職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評

施策（1）地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・管財課では総合評価方式の評価項目に「男女共同参画の推進」を設け、一般競争入札の告示を行った。
- ・産業振興課では産業振興計画策定のための基礎調査に、ワークライフバランスに該当する項目を設けて実施した。
- ・産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。

施策（2）ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組

- ・人事課では育児参加休暇の新設や、育児休業の取得回数制限の緩和などを行った。**男性職員の育児休業の取得率は高い。一方で取得日数が少ないことが課題である。育児休業を取得することのメリットを伝えたり、育児休業中の精神的なサポートをすることも取得促進のアイデアの一つである。**
- ・超過勤務が月45時間を超える職員の所属長に「対応策届出書」を求め、状況や要因の把握を行った。また、特例業務の検証等を行った。

況や要因の把握を行った。また、特例業務の検証等を行った。

・職員の超過勤務が多い状況が続いている。ワーク・ライフ・バランスのために、やめられる仕事はやめるという意識を、個人としても組織としても持つ必要がある。

・働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施や、テレワーク（在宅勤務）について、試行実施用のハンドブックを作成し実証実験を行った。パートナーシップ制度の導入に合わせて休暇制度を拡充した。

		評価
基本施策3	子育て及び介護支援の充実	◎
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	◎
施策(2)	介護支援施策の充実	◎

男女平等推進審議会の講評

施策（1）子育て支援施策の充実

- ・子ども子育て支援課では、新たな子育て支援拠点施設の開設に向けた準備を行った。地域の子育て支援者の養成講座などを行った。
 - ・子ども育成課では、病児病後児保育事業での預かり保育を支援した。待機児童ゼロを令和2年度以降維持している。
 - ・児童青少年課では、地域こども館で館長を中心にコロナ禍に配慮した運営を行った。
 - ・子ども家庭支援センターでは、地域の子育て支援者の養成講座等を実施した。ファミリー・サポートセンター事業について会員のスキルアップを図ったほかアウトリーチやオンラインを活用して事業広報や相談会等を行った。
- 産前・産後ヘルパー事業についてはヘルパー派遣事業者を増やし市民ニーズ

への対応向上を図った。

- ・障害児を対象とした放課後等ディサービス事業所3か所が新規に開設した。

施策（2）介護支援施策の充実

・地域支援課では地域包括ケア人材育成センターで人材確保・養成を推進した。コロナ禍のためオンラインを活用し、人材の育成を推進した。**介護事業者等においては人材の高齢化が進むとともに、新たな人材確保は難しくなっている。人材育成や専門職のサポートについて、市の支援が求められている。**

- ・高齢者支援課では各種職能事業所連絡会などで相談体制の案内をしたほか、事業所からの相談を受けた。
- ・高齢者支援課で認知症サポーター養成講座を現役世代が参加しやすい休日や夜間に実施した。障害者福祉課では地域自立支援協議会において、市内事業所のネットワークを活かした地域支援拠点整備に向けた検討を行った。
- ・高齢者支援課ではコロナ禍のため、家族介護支援事業を縮小し、少人数での講座等を実施した。

評価

基本施策4	あらゆる分野における女性の活躍の推進	○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の推進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評

施策（1）政策・方針決定の場への女性の参画の推進

- ・市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、各課に依頼するとともに、事務連絡により啓発を図った。**委員の公募枠を設けたり、増やしたりすることで女性を増やすことも一つの方法である。**
- ・人事課では産育休中の職員に通信教育の受講案内を行ったほか、育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。
- ・**市の意思決定に関わる管理職や特別職に女性を増やすことが重要である。昇任については本人の意思が重要であるが、ポジティブアクションを講ずることも検討されたい。**

施策（2）女性の再就職支援・起業支援

- ・産業振興課では各団体と共にセミナー、面接会を実施した。「むさしの創業・事業承継サポートネット」において起業や就労支援のための個別相談等を行った。
- ・市民活動推進課では、NPOに対し補助金を交付した。またクラウドファンディング活用事業の補助対象を拡大した。
- ・地域支援課では「地域包括ケア人材育成センター」において介護、障害福祉サービス事業者の求人情報の提供を行った。

施策（3）女性の地域活動・防災活動への参画促進

- ・地域支援課では、地域ファシリテーター養成講座を実施した。
- ・防災課では、コロナ禍のため防災講和や防災訓練が縮小傾向のため、女性向けの防災冊子「東京暮らし防災」を配布した。**防災会議の女性比率を上げるための取り組みを検討されたい。**

基本目標Ⅲ

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

評価	
基本施策1	配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)
施策(2)	相談事業の充実(★)
施策(3)	安全の確保
施策(4)	自立支援
施策(5)	推進体制の整備

男女平等推進審議会の講評
施策（1）暴力の未然防止と早期発見 ・子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。健康課ではこんにちは赤ちゃん訪問を実施し乳児家庭の状況把握を行った。男女平等推進センターではデートDV講座を成蹊大学と共に催し、男女平等推進センター企画運営委員会と協働で実施したほか啓発カードを成人式で配布した。「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市民会館でのパネル展示や、各図書館での関連図書展示を行った。また「まなこ」で各相談窓口の周知を行った。
施策（2）相談事業の充実 ・男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施した。相談カードを公共施設に配置するなど周知を行った。子ども家庭支援センターと男女平等推進センターで相談に関する情報共有、連携を行なった。また、

府内連絡会議で情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。外国人相談者には、翻訳機を利用して母国語で相談できるように支援をした。

施策（3）安全の確保

・子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、被害者とその家族の安全を確保した。また、府内連絡会議、実務担当者会会議を開催し情報共有したほか、情報漏洩防止等の研修を行った。情報政策課では、住民情報系システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行った。DV情報の共有と保護の重要性について資料により関係職員に周知を図った。

施策（4）自立支援

・子ども家庭支援センターでは、相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行なうとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診等の支援を行った。

施策（5）推進体制の整備

・子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援府内連絡会議を開催して課題の整理と情報共有を行うとともに、各課と連携してマニュアルの改訂を行った。東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会などはコロナ禍により実施できなかったが、書面開催など工夫して情報交換や連携を図った。男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。子ども家庭支援センターの相談員が東京都実施の研修に参加した。男女平等推進センターで女性総合相談、女性法律相談を実施したほか、子ども家庭支援センターでは暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。

・配偶者暴力に関する相談、支援の体制は継続的に充実されるよう取り組まれたい。

		評価
基本施策2	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカー等への対策	○

男女平等推進審議会の講評	
・男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせDV防止のパネル展示を行ったほか、図書館では関連図書展示を実施した。また女性総合相談や女性法律相談を実施した。	・子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。

		評価
基本施策3	特に困難な状況にある人への支援	◎
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	◎
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評	
<u>施策(1) ひとり親家庭等への支援</u>	
・子ども家庭支援センターでは、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。児童扶養手当、児童育成手当及び医療費助成等のほか、各種福祉資金の貸付を行ない経済的な支援を行った。	・子ども家庭支援センターでは、各世帯の状況に合わせ、資格取得に向けた職業訓練やホームヘルプサービスの提供等の支援を行った。

就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。また、家庭訪問による学習・生活支援事業を実施した。

施策(2) 高齢者・障害者の方への支援

- ・地域支援課では孤立支援ネットワーク連絡会議を開催し、関係機関と情報交換、共有を図った。
- ・高齢者支援課では高齢者虐待防止研修を開催したほか、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を開催し、虐待に関する情報提供と課題の共有を行った。
- ・消費者被害防止に関して、消費生活相談等を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは、コロナ禍のため中止した。高齢者支援課、消費生活センター、安全対策課、警察署の消費者被害について情報交換会を実施した。安全対策課は特殊詐欺対策として自動通話録音機の無償貸し出しを行ったほか、ホワイトイーグルを機動的に配置するなど、被害防止の対策を実施した。
- ・障害者福祉課では、心のバリアフリーハンドブック改訂版の幅広い周知や出前講座を実施した。

基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4	女性の生涯にわたる健康施策の推進	<input type="radio"/>
施策(1)	各種健康診断の充実	<input type="radio"/>
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	<input type="radio"/>
男女平等推進審議会の講評		
施策（1）各種健康診断の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ・健康課で、女性のための3がんセット検診を託児付きで9回、なしで5回実施した。 ・産後ケア事業において訪問型を新たに開始した。 ・性感染症、薬物乱用などの防止について啓発品や資料の配布等を行った。 ・骨粗しょう症検診と健康講座（骨粗しょう症）の勧奨通知を送付し、検診や講座を実施した。 		
施策（2）リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発		
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターでは、講座「思春期男子のカラダとココロ」を開催し啓発を図った。 ・発達の段階を踏ました性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。子ども達の実態に応じて一層充実した内容とすることも検討されたい。 		

		評価
基本施策4－1	計画推進体制の整備・強化	<input type="radio"/>
施策(1)	「武藏野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	<input type="radio"/>
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	<input type="radio"/>
施策(3)	庁内推進体制の整備	<input type="radio"/>
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	<input type="radio"/>
施策(5)	男女平等推進情報誌等の発行と周知	<input type="radio"/>

男女平等推進審議会の講評
施策（1）「武藏野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等の推進に関する条例の小学生用のガイドブックを作成し小学校第6学年に配布、中学生用を改訂し市立中学校生徒全員に配布した。
施策（2）市民参加による男女平等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進団体活動補助金を3団体に交付した。 ・武藏野市男女平等推進審議会を設置し、男女平等推進計画の令和4年度の実施状況評価を行った。 ・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム2022」等、第四次男女平等推進計画に沿った事業を実施した。
施策（3）庁内推進体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、男女平等推進計画の進行管理を

行った。

- ・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HPで公表した。
- ・職員を対象とした性の多様性理解のための研修や、ハラスメント防止研修を実施した。

施策（4）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

- ・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ相談を実施した。女性総合相談は実施日を増やした。
- ・男女平等推進センター企画運営委員会等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。
- ・講座参加者に関する情報 제공により、まなこサポーター登録につなげた。講座参加者のうち希望者に、定期的にメールマガジンを送付しフォローアップを図った。

施策（5）男女平等推進情報誌等の発行と周知

- ・男女平等推進情報誌まなこを3回発行した。各種パネル展示でまなこを配架するなど認知度向上に努めた。

評価

基本施策2 男女平等の視点に立った表現の浸透

○

施策(1) メディア・リテラシーの向上

○

男女平等推進審議会の講評

- ・武藏野地域五大学の協力を得て講座等を開催し、成蹊大学ではメディア・リテラシー論の講座が行われた。
- ・まなこ114号で「見た目って大事？社会の中のルッキズム」を特集した。
- ・職員向けに「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を作成し、庁内周知を図った。**「まなこ」の内容は評価できる。より広く読まれるよう、オンラインで読む形式にすることも一つの方法であるが、紙媒体の良さもある。男女平等推進情報誌として効果的なあり方を検討されたい。**